

職場のハラスメント対策

セミナー

9/6 (金)

14:00-16:30

今年5月、「女性活躍・ハラスメント規制法」が成立し、職場のパワーハラスメント防止が事業主の義務となると決まりました。働く人の3人に1人が受けたことがあると言われるパワハラ。法整備が進みつつある一方、「パワハラ」と「指導」の線引きはどこなのか、人によって主張が食い違ったときにどうすればいいのかなど、対応の難しさもあるようです。このセミナーでは、こうした企業や団体の実態に合わせて、職場のハラスメント対策を考えます。人事・総務担当者や管理職、経営者の方の参加をお待ちしています。

事例を交えつつ、現場の“？”を扱います

講師はハラスメント・労働法制の専門家

義務とリスク

最新の動き

グレーゾーン

第1部 職場のハラスメント対策

— 法改正で企業に求められるもの —

講師:内藤忍

- ◇ ハラスメントの現状
パワハラ、セクハラ、ジェンダーハラスメント、SOGIハラスメント(性的指向や性自認に関するハラスメント)等
- ◇ 法改正のポイント
今回の法改正で何がかわるか、事業主はいつまでに何をすればいいか

第2部 ハラスメント対応 こんなときどうする？

講師:細永貴子

- ◇ 業務上の指導とパワハラとの線引き
グレーゾーンの考え方、管理職が委縮しないよう配慮すべきこと
- ◇ 事案対応
相談&申告対応と調査時点の留意点、相談者と行為者の言い分が異なる、被害申告があったが「秘密にしてほしい」「調査しないでほしい」と言われた、事実認定ができなかった場合の措置、懲戒処分の考え方
- ◇ 弁護士など専門家との連携方法

第3部 質疑応答(30分)

質問用紙を用いた全体質疑応答

※フォーラムは、(公財)横浜市男女共同参画推進協会が管理運営する男女共同参画センター3館のうちの1つです
※メールマガジンで講座・イベント情報をお届けしています。登録は協会のHPまたはQRコード(右)から



講師はハラスメント・労働法制の専門家

第1部



内藤忍(独立行政法人労働政策研究・研修機構 副主任研究員)

仕事のハラスメント問題を専門領域とし、国内外の情勢に精通。厚生労働省「職場のいじめ・嫌がらせ問題に関する円卓会議ワーキンググループ」委員などを歴任。

第2部



細永貴子(弁護士/旬報法律事務所)

ハラスメントをはじめとした労働事件全般を扱う。東京都労働相談情報センター民間相談員、日弁連「両性の平等に関する委員会」委員。

| | |
|-----|---|
| 対象 | 企業・団体の人事・総務担当者、管理職、経営者 ハラスメント相談員等 40人(先着) |
| 参加費 | 2,000円(税込、一人あたり) |
| 申込 | 7月22日(月)9:00より、HPにて先着順 フォーラム 横浜 検索 *「講座・イベント」ページに掲載 |
| 会場 | フォーラム(男女共同参画センター横浜) セミナールーム2、3 〒244-0816 横浜市戸塚区上倉田町435-1 ※公共交通機関をご利用ください。  |
| 問合せ | フォーラム 相談センター事務局 ☎045-862-5058 |